

米谷出張所だより

〈令和5年2月28日〉

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

米谷出張所管内
不法投棄多発箇所
重点監視マップ

河川敷での野焼きは、禁止されています



河川区域内での野焼きは河川法で禁止されていますが、年に数件の頻度で堤防の植生が一部焼失する被害を受けています。野焼きの場合『6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金』が課せられる場合があります。野焼きの発生箇所への禁止看板設置や日々の巡視により監視しています。野焼きをしている所を目撃したら、米谷出張所へご連絡をお願いいたします。



少しくらいいいだろう...

6ヵ月以下の懲役
または
30万円以下の罰金

河川法コラムです。

続いて...

「野焼き」は河川法施行令第16条の4-1違反です。

河川法第29条

※ 文章を簡略化しています。

河川の流水の方向、清潔、流量、幅員・深浅について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為について、禁止、もしくは制限している。

河川法施行令第16条の4-1

河川を損傷することを禁止

河川法において、「河川」とは、「河川管理施設」(例：堤防や樋門樋管など)を含むものとされています。よって、「河川を損傷すること」には堤防を傷つける野焼き行為も該当します。芝が燃えてしまうと堤防が弱くなり、出水等で増水した場合に土が崩れやすくなり、決壊する可能性が高くなります。堤防が決壊すると水が溢れ、みなさんの生命や財産が大きな被害を受けてしまいます。



Stop!



河川へのゴミの投棄は違法行為です！

米谷出張所管内では、昨年度19件、今年度（2月28日現在）10件と不法投棄が後を絶ちません。河川区域内での不法投棄は河川法で禁止されており、下記の罰則が課せられる場合があります。

【罰則規定】

★ 河川法では、3ヵ月以下の懲役または20万円以下の罰金

★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方



粗大ゴミ



自転車のタイヤ



洗濯機

<河川への不法投棄を発見したらご連絡ください>

北上川下流河川事務所 米谷出張所

電話：0220-42-2211

【担当区間】

- ・北上川（岩手県境～分流施設上流）
- ・二股川の一部区間



※ 河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。
みなさまのご協力をお願いいたします。



河川法第29条

※ 文章を簡略化しています。

河川の流水の方向、清潔、流量、幅員・深浅について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為について、禁止、もしくは制限している。



河川法施行令第16条の4-2 ➡ 土石（砂を含む）、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨てることを禁止

「不法投棄」は河川法施行令第16条の4-2違反です！



ごみを捨てることによって、清潔に保たれなくてはならない河川や堤防に支障を及ぼすことになります。災害が発生した際や流水の正常な機能を維持出来なくなる可能性があります。ごみが増水した川に流れてしまうと堤防や排水樋管などが損傷する恐れもあります。みなさんが利用する堤防や河川ですので、清潔で気持ちよく利用できるようにしましょう。

川にごみを捨てないで。



国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 米谷出張所

〒987-0902 宮城県登米市東和町米谷字古館5-4 TEL 0220(42)2211 FAX 0220(42)2249

北上川下流河川事務所ホームページ URL : <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/index.html>

